

○小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱

平成 25 年 1 月 1 日

改正

平成 26 年 9 月 1 日

平成 27 年 10 月 1 日

令和 3 年 3 月 25 日 教育委員会要綱第 8 号

令和 5 年 4 月 1 日 教育委員会要綱第 7 号

令和 7 年 1 月 11 日 教育委員会要綱第 4 号

小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校教育法施行細則（昭和 30 年小田原市教育委員会規則第 3 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 8 条の規定に基づき、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が児童等に就学すべき小学校又は中学校として指定した小学校又は中学校を変更することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童等 小田原市立の小学校若しくは中学校に現に就学し、又は就学しようとする者をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。
- (3) 指定学校 学校教育法施行令第 5 条第 2 項の規定により児童等が就学すべき小学校又は中学校として、教育委員会が指定する小学校又は中学校をいう。

(指定学校の変更の申立て)

第 3 条 細則第 8 条第 1 項の申立てには、別表の事由の欄に掲げる区分に応じ、同表の必要書類の欄に定める書類その他教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。

(指定学校の変更の承認)

第 4 条 教育委員会は、指定変更申請書の提出があったときは、児童等及びその保護者

の実情を調査し、必要に応じ、小学校若しくは中学校の校長等から意見を聞き、又は意見書の提出を求めた上で、指定学校の変更の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、指定学校の変更を決定するに当たり、条件を付すことができる。

3 指定学校の変更の承認の基準は、別表に定めるとおりとする。

(指定学校の変更の不承認)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定学校の変更を承認しないことができる。

(1) 通学上の安全が確保できないと認められるとき。

(2) 学校運営に支障をきたす等の事由により、希望する学校への就学が困難なとき。

(3) 特別な事情により、希望する学校への就学が困難なとき。

2 教育委員会は、指定学校の変更の承認をしないときは、就学すべき学校の指定変更不承認通知書（様式第1号）により保護者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項第2号の事由により指定学校の変更を承認しない場合は、希望した学校に隣接する学区の学校等に指定学校の変更を承認することができる。

(児童等の状況の確認)

第6条 教育委員会は、学校教育法施行令第8条の規定により指定学校を変更したときは、当該指定学校を変更した児童等の保護者に対し、毎年度、指定学校変更に係る確認依頼書（様式第2号）を提出するよう求めるものとする。

(指定学校の変更の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定学校の変更の承認を取り消し、学校教育法施行令第5条第2項の規定により、現に指定した小学校又は中学校に代えて、相当と認める小学校又は中学校を当該児童等に係る指定学校とすることができる。

(1) 当該児童等の保護者が、虚偽の事実を申し立てたことにより、指定学校の変更をしたことが明らかになったとき。

(2) 当該児童等の保護者が教育委員会の付した条件を正当な理由なく履行しないとき。

(3) 別表に定める事由の欄に掲げる変更の事由が消滅した場合であって、教育委員会が相当と認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により指定学校の変更を取り消したときは、指定変更取

消通知書（様式第3号）により当該児童等の保護者に通知するとともに、指定変更取消連絡通知書（様式第4号）により当該取消しに係る小学校又は中学校に通知するものとする。

（実施細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、指定学校の指定の変更に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月1日）

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日教育委員会要綱第8号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日教育委員会要綱第7号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月11日教育委員会要綱第4号）

（施行期日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 1 改正前的小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定により既に承認を受けている児童に係るこの要綱の施行の日以後に行われる指定学校の変更の申立てについては、この要綱の施行の日以後においても改正前の要綱の規定により指定学校の変更の承認をすることができる。
- 2 改正前の要綱により既に指定学校の変更の承認を受けている自らの兄姉と同一校に同時期に通学する児童にかかる指定学校の変更の申立てに対する取扱いについてはなお従前の例による。

別表（第3条、第4条関係）

指定変更承認基準等

学校教育法施行令第8条の規定に基づき、教育委員会が保護者の申立てにより指定学

校を変更しようとする際の承認の基準等については次のとおりとする。

1 共通事項

- (1)児童等の安全が確保され、児童等に著しい負担が伴わないと教育委員会及び在籍（予定）小中学校が確認できること。
- (2)児童等の通学は、保護者の責任と負担により行うことができること。

2 個別事項

事由	具体的な内容・承認基準	必要書類	許可期間
一時転居	新・改築等により一時的に学区外に転居する場合で、引き続き一時転居前の学区の学校への通学を希望する場合	・申請書 ・居住の事実を証するもの	1年を超えない範囲で必要とする期間
転居	転居後に転居前の学区の学校への通学を希望する場合	・申請書 ・居住の事実を証するもの	学年末まで ただし、小学校5年生以上または中学生はそれぞれの卒業まで
転居予定	家屋の新・改築、購入及び借家への入居により、転居することが確実であって、転居予定先の学区の学校への通学を希望する場合	・申請書 ・世帯全員の住民票 ・契約書等居住することを証する書類又は誓約書	1年を超えない範囲で転居予定日まで
両親等共働き	両親等共働きにより、自宅において登校前及び下校後に児童生徒の養育が困難であるため、学区外の児童生徒を養育できる場が所在す	・申請書 ・世帯全員の住民票 ・両親等の就労証明書 ・預かる人の同意書及	学年末まで (毎年度の申請を要する。)

	る学区の学校への通学を希望する場合	び住民票又は営業証明書等	
		<p>【店舗等を経営している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・世帯全員の住民票 ・両親等の就労証明書 ・営業許可等証明書等 	
兄弟姉妹同一校通学	<p>該当児童生徒の兄弟姉妹が指定変更の許可を受け、学区外の学校に通学しているため、該当児童生徒も兄弟姉妹が現に通学している学校への通学を希望する場合</p> <p>ただし、両親等共働き、小規模特認校卒業による事由で許可された場合を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・世帯全員の住民票 	<p>兄姉が卒業するまで</p> <p>ただし、兄姉が卒業時に小学校5年生以上または中学生の場合はそれぞれの卒業まで</p>
部活動	<p>指定された中学校において、新たに中学校に入学する生徒が希望する部活動がないため、希望する部活動がある自宅に最も近い中学校への入学を希望する場合</p> <p>ただし、小学校時に1年以上の活動実績がある場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・世帯全員の住民票 ・在籍小学校長の意見書 ・その他活動母体の証明書等 	中学校卒業まで
自宅から近い	指定された小学校までの通学距離が2km以上で、自宅から最も近	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・世帯全員の住民票 	小学校卒業まで

学校への通学	い小学校への入学（通学）を希望する場合 ただし、新たに小学校に入学する児童又は年度途中に転入・転居してきた児童に限る。		
教育的配慮	上記以外で、いじめや不登校、病気その他の事由に対する教育的配慮として、指定された学区の学校以外の学校への通学が必要と認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・世帯全員の住民票 ・学校の意見書 ・医師の診断書等その他必要となる書類 	必要と認め る期間
小規模特認校卒業	小規模特認校に入学した児童が中学校に入学する際に、在籍する小規模特認校の通学区域を通学区域に含む中学校のうち教育委員会が指定するものへ入学を希望する場合 ただし、小規模特認校卒業時に在籍している場合に限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・世帯全員の住民票 ・小規模特認校校長の意見書 	中学校卒業 まで

3 その他

- (1) 必要書類中、世帯全員の住民票の提出は、申請者が住民基本台帳の閲覧に同意した場合は省略することができる。
- (2) 申請に当たっては、事前に在籍（予定）小中学校の承諾を得ること。

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

就学すべき学校の指定変更不承認通知書

番号
年月日

様

小田原市教育委員会 印

年月日付けで申請のあった学校指定の変更について、次の理由により承認しないことを決定したので、小田原市立小学校及び中学校の学校指定の変更の承認に関する要綱第5条第2項により通知します。

保護者 住所
氏名

児童生徒 学年 年
氏名

不承認の理由

（事務担当課）

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

小田原市教育委員会様

保護者氏名

児童生徒氏名

指定学校変更に係る確認依頼書

小田原市立小学校及び中学校に係る指定学校の変更に関する要綱第6条の規定により、指定学校変更に係る確認を依頼します。

児童生徒氏名		変更事由	
児童生徒住所			
在籍小中学校	市立	学校	学年
			第 学年

該当する番号に○をつけてください。

- 1 事由を変更・解消したので、 年 月 日から 市立 学校へ
転校します。
- 2 事由の変更・解消がないので、引き続き現在の在籍校への通学を希望します。

様式第3号（第7条関係）

様式第3号（第7条関係）

指定変更取消通知書

番号
年月日

様

小田原市教育委員会 印

年月日付け 第号で承認した学校指定の変更を取り消したので、小田原市立小学校及び中学校の学校指定の変更の承認に関する要綱第7条第2項の規定により通知します。

児童生徒 学年 年 氏名

変更取消前指定小中学校

小田原市立（小）（中）学校

変更取消後指定小中学校

小田原市立（小）（中）学校

取消理由

（事務担当課）

様式第4号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

指定変更取消連絡通知書

番 号
年 月 日

小田原市立（小）（中）学校長様

小田原市教育委員会 印

年 月 日付け 第 号で承認した学校指定の変更を取り消したので、小田原市立小学校及び中学校の学校指定の変更の承認に関する要綱第7条第2項の規定により通知します。

児童生徒氏名	学年	保護者氏名	取消理由

（事務担当課）